

高等学校工業科教員養成における 人権教育としての職業指導のカリキュラム開発 ——労働・職業の現実世界に接近する試み——

坂口 謙一

1. はじめに

本稿は、国立の教員養成系 A 大学教育学部において開設され、筆者が担当している授業科目「職業指導」の2016年度の教育実践にもとづいて、高等学校工業科教員養成の一環としての職業指導のカリキュラム開発論を初発的に提案しようとするものである。

当該授業科目「職業指導」とは、「教育職員免許法施行規則」第5条により、高等学校教員普通免許状「工業」の取得に必要な「教科に関する科目」の1つとされている「職業指導」に相当するものである。このため、この授業科目「職業指導」の履修者の圧倒的多数は、中等教育教員養成課程に属し、卒業要件の一つとして高等学校「工業」の教員免許状取得をめざしている。「職業指導」の標準履修学年は3年、単位数は2単位であり、履修者数は毎年10名前後である。なお、極めて少数であるけれども、工業科教員免許状取得を希望しているわけではないが、シラバスを見て、自らの問題関心にもとづき履修してくる者がいる。

さて、高等学校工業科の教師として、高校生に対し職業指導に関する営為を行うとき、この職業指導は進路指導の一環として行われることが通例であろう。こうした職業指導の、高等学校の教育課程における位置づけそれ自体が、教育学の重要な論点の一つになる⁽¹⁾ けれども、

本小論ではこの問題については直に論じない。しかし、教育学的に見るならば、工業科に限らず、高等学校における教育的営為としての職業指導は、すべての高校生を対象とし、かつ、たんなる職業紹介・就職指導に限定されるものではないと考えるべきであろう⁽²⁾。ここで言う職業紹介とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」⁽³⁾である。

ただし、こうした教育的営為としての職業指導のあり方、とくに実践的なカリキュラムについては、定石や強力なモデルが存在しているわけではない。仮に、高等学校における職業指導を、職業紹介・就職指導に限定されない、労働・職業に関する普通教育的営為と見なした場合、たとえば、国としても文科省が、2011年以降、『高等学校キャリア教育の手引き』（2011年・無償配布版、2012年・初版）を刊行・改訂し、「キャリア教育」の名のもとに、「実践例」「事例」を多数提示しながら、すべての高校生に「主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・労働観を形成」させること等を通して、「社会人・職業人として自立していくことができるようする」ことをめざしてきたことは周知の事実である。

また、民間サイドにおいても、たとえば日教組が、『高校カリキュラム再構築と労働教育—

—「普通職業教育」のすすめ—』(日教組・高校カリキュラム改革研究委員会最終報告書、アドバンテージサーバー、2009年)、『働くことってどういうこと?—普通職業教育・労働教育実践集—』(日教組教育文化局普通職業教育実践研究ワーキンググループ編、アドバンテージサーバー、2012年)を刊行し、小・中・高を通した「実践」「指導計画」を示しながら、「働くものの権利を学ぶ労働教育」を「中心」とする、普通教育の一環としての取り組みを理論的・実践的に提案していることもよく知られている。

しかし、高等学校の職業指導に関わるこうした国・民間サイドのカリキュラム試案については、管見によれば教育学としての本格的な分析・検証は行われていない。ましてや、高等学校の職業指導を担当する教員の養成という側面については、工業科教員に限らず、教育学の見地からカリキュラムを含めて主題的に論じた研究は、近年では皆無に等しい⁽⁴⁾。

そこで本小論では、冒頭で述べたように、国立教員養成系A大学教育学部における「職業指導」の筆者の2016年度の教育実践にもとづいて、高等学校工業科教員養成の一環としての「職業指導」のカリキュラム開発論を初発的に提案したい。

2. 工業科教員養成における「職業指導」のカリキュラム開発の視点

本小論では、高等学校工業科教員養成の一環としての「職業指導」のカリキュラム開発を対象化する。高等学校工業科教員には、技術・職業教育(technical and vocational education)としての工業教育の専門性が不可欠とされるか

ら、工業科における教育的営為としての職業指導にも、本質的に見るならば、技術・職業教育の一環としての位置づけが与えられるべきと考えられる。

こうした技術・職業教育の一環としての職業指導という観点から、すべての子ども・青年のための教育的営為としての職業指導を論じた近年の数少ない研究成果の一つとして、斉藤武雄ほか編著『ノンキャリア教育としての職業指導』(学文社、2009年)がある。本書は、国連の「世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)」(1948年)、およびそれにもとづいてユネスコがILOと連携して策定・採択した「技術・職業教育に関する改正勧告(Revised Recommendation concerning Technical and Vocational Education)」(1974年、2001年)等のグローバル・スタンダードの内容などをふまえ、「労働の世界にかかわる人権教育としての職業指導」⁽⁵⁾を多面的に論じたものである。言い換えれば、同書は、すべての子ども・青年たちに労働権と教育権を統一的に保障するため、様々な教育の場面において、「普通教育としての技術・職業教育、職業準備・職業向上のための専門的な技術・職業教育、それと職業指導が三位一体のもの」⁽⁶⁾として提供されるべきと主張しており、注目される。

本小論は、上述のように、大学での高等学校工業科教員養成における「職業指導」のカリキュラム開発に関する初発的な論点整理と提案をめざしているので、こうした『ノンキャリア教育としての職業指導』の内容を具体的な足がかりとして利用することにしたい。

さて、同書において依田有弘は、「現代にお

ける労働権」とは「適職選択権あるいは適職選択の自由を、その規範的内容の指導理念としている」⁽⁷⁾ という松林和夫の労働権論に学びながら、「教育権の内容には労働権を構成する技術・職業教育の保障が入っている」と捉える必要があり、それゆえ「すべての人が自己の選ぼうとする職業」について、「公的職業教育・訓練制度」を「利用して必要な能力の獲得を目指すことが保障されるべき」であると述べている⁽⁸⁾。

そして依田は、しかし実際には「わが国の現実には労働権（適職選択権）保障の原則が求めるものといちじるしい乖離がある」等の問題認識のもと、「高校での職業指導実践の課題」として、次の6点を指摘している⁽⁹⁾。

第1に、技術・職業教育や職業指導に限らず「今日の学校教育がかかえている問題」、とりわけ高校生が「自分のとくに興味をもてること、得意な分野、とくに発揮できそうな能力などに気づかせ、それを伸ばせるような、個性的な発達を保障すること」である。

第2に、「労働が人間にとってもつ本質的な意味」や「現在社会における労働の実態」、ならびに「さまざまな問題状況」を露呈する過酷な現実の労働を「人間らしい労働に変えていこうとする動き」など、「現代の労働について学ぶ」機会を提供することである。

第3に、「具体的な仕事の内容を含み、社会的制度として成立している職業について学ぶ」機会を提供することである。

第4に、労働法など「働くルールについての学習」を提供することである。

第5に、「厳しい職場で働き続けていく」うえで不可欠な「仲間をつくり集団を組織し、集

団的に物事を進めるすべを学ぶ」機会を提供することである。

第6に、「職業能力を身につけていくことは、その職業についてより具体的イメージを育てることであり、自分の生き方の計画をより具体的にし、将来へ向けての自分の課題をより明確化することでもある」から、「職業専門的な知識と技能、態度の学習」を提供することである。

依田が示した以上の六つの実践課題のうち、第1の課題は、職業指導に固有のものではない。また第6の課題は、職業指導それ自体というよりもむしろ、職業指導と一体となって提供されるべきとされた、加工や組み立て、操作、栽培、飼育等の実習を含む「普通教育としての技術・職業教育」および「専門的な技術・職業教育」の職業指導的側面を指摘したものと考えることができる。

そこで、筆者による大学での「職業指導」では、第2～5の四つの課題にとくに注目し、それらの課題を担い得る工業科教員養成をめざすことにした。なかでも、第2と第3の二つの課題は、第1と第6の課題を含めて、依田の提案全体の理論的ないしは認識論的土台を構成していると見受けられるので、とくにそれらへの対応を図るようにした。手短かに言えば、筆者が担当する「職業指導」では、高等学校工業科教員免許状の取得をめざす大学生たちに、「現代の労働」および「社会的制度として成立している職業」の本質的部分を実感豊かに分かち伝えることを重視しながら、彼・彼女たちの未成熟な労働観・職業観を揺さぶり、技術・職業教育の担当教員として、「労働の世界にかかわる人権教育としての職業指導」を主体的・自発的に担

おうとする基礎的な力量形成を促すことを試みた。

今日の「ブラック企業」「ブラックバイト」問題が改めて突きつけているように、現代の大学生の労働・職業に関する認識の程度は、著しく粗雑で貧困である。そうした彼・彼女たちに、「現代の労働」「社会的制度として成立している職業」について、通常の授業の枠内で、その本質的部分を実感豊かに分かち伝えることは、重要な教育課題である反面、困難さも少なくない。このため、筆者の「職業指導」実践は、近い将来、高等学校工業科において技術・職業教育を担う教師になる可能性がある大学生が、経済のグローバル化と政治の新自由主義化が進む現代社会における労働・職業について、その実情と特徴を、人権の観点からリアリティー豊かに捉えることができるようになることを指導上の最も基本的な課題とせざるを得なかった。

あらかじめ結論的に言えば、筆者が2016年度に担当した「職業指導」においては、学生たちに対し、働く者が人間らしく尊厳を持って生きることができ、働く者としての誇りと自信、アイデンティティーを育むことができるようになることを大切にする職場の重要性と存在意義の高まりを実感豊かに理解できるようになることを期待した。

3. 「職業指導」の内容構成の概要

筆者が教員養成系 A 国立大学において2016年度に担当した「職業指導」は、春学期に開講され、履修者数は12名であった。履修者の全員が3年生の男子であり、すべて高等学校工業科教員免許状の取得をめざしていた。ただし、

本授業を履修していた時点で、工業科教員になる意志が明確であったのは、1名に過ぎなかった。

筆者の A 大学での勤務年数は17年である。このうちの最初の8年間は、「職業指導」の担当者は、元・高等学校工業科教員の非常勤講師であった。大学の改組により、2008年度から筆者が「職業指導」を担当することになった。しかし、その後も担当授業科目数等の関係のため、2009年度から2012年度までの4年間および2015年度の計5年間は、再び非常勤講師に担当を委ねることになった。すなわち、筆者が A 大学において「職業指導」を担当したのは、近年では2013年度と2014年度の2年間のみであり、「職業指導」の担当教員としての筆者の経験は豊かではない。

2016年度の「職業指導」は、こうした僅かながらの筆者自身の担当経験を反省的にふまえ、上述のように、今日の大学生が、人権の観点から、現実の労働・職業の世界へと主体的に踏み入ることができるように指導することを心がけた。

2016年度の「職業指導」のシラバスには、本授業の「ねらいと目標」および「内容」を次のように概括的に記した。

【ねらいと目標】

本授業は、高等学校工業科の教師として、「人権教育としての職業指導」を営むための基本的な教育学的力量を身につけることを目的としている。

学校教育の一環としての職業指導は、たんなる職業紹介・就職指導を行うものではない。グローバル・スタンダード（国連の「技術・職業教育に関する条約」など）に則すならば、学校で行われる職業指導は、本来、すべての子ども・青年たちに、彼・彼女たちが労働の世界の主人公として生きる力を育むものであり、それは普通教育および専門教育としての技術・職業教育と一体となって営まれるべきものである。

【内容】

本授業では、現代日本の若者たちが、今日のグローバル化した新自由主義社会の中で主権者として働こうとする際の理論的な拠り所となる基本的な知見を身につけることをめざす。とりわけ、現代日本の労働現場の実情とその特質を理解することを通して、「生きづらさ」に直面する今日の若者たちが身につけるべき、リアリティーに満ちた「生きる力」の核心部分をつかみ取る。

このため、本授業では、指定するテキスト2種類のほか、視聴覚教材や参考文献を活用する。また、視聴覚教材を使用した際などにレポートの作成・提出を課す。

上記の「内容」欄に言う「指定したテキスト2種類」とは、今野晴喜『ブラック企業』（文藝春秋、2012年）と今野晴喜ほか『ブラック企業のない社会へ』（岩波書店、2014年）のことである。前者は「文春新書」、後者は「岩波ブックレット」の1冊である。計15回の授業の構成は、以下のとおりである。

【第1回】オリエンテーション 【第2回】21世紀当初の「フリーター」問題（1）フリーター417万人の衝撃 【第3回】21世紀当初の「フリーター」問題（2）フリーター漂流 【第4回】「ワーキングプア」という警告 【第5回】小括：「非正規」労働者問題プラス「正社員」問題という構図 【第6～7回】「ブラック企業」の戦略 【第8～9回】「ブラック企業」の実態 【第10～11回】「ブラック企業」に立ち向かう 【第12回】総括（1）ホームレスを生み出さない日 【第13回】総括（2）究極の平面に挑め 【第14回】総括（3）学校教育の課題 【第15回】期末試験及び学生授業アンケート

これら一連の授業について、主要教材の面から特徴を整理すると、大きくは、TV番組の録画ビデオを主教材とした授業と書籍形態の「テキスト」を主教材とした授業の2種類に分けることができる。

第2～4回の3回は、「NHKスペシャル」の録画ビデオを主教材とした授業である。同様に、第12回と第13回の授業についても、NHKの「ETV2000」「ハートネットTV」の録画ビデオを利用した。このように、大学の一般教室内での授業において、視聴覚教材（ビデオ教材）を多用することを通して、学生たちが、できるだけ働く世界の現実に近い状況の中に自分自身を置くことができるように試みた。

他方、第6～11回の計6回は、上記の『ブラック企業』『ブラック企業のない社会へ』の2冊の「書籍」を主教材とした授業である。ただし、この場合も、部分的にビデオ教材を活用する場面を設けた。なお、シラバスには、「参考文献」として、『ノンキャリア教育としての職業指導』と大内裕和・今野晴喜『ブラックバイト』（堀之内出版、2015年）の二つを明記した。

4. 「非正規」労働者問題プラス「正社員」問題という構図

2016年度の「職業指導」の授業では、今日の大学生を取り巻く若年層の労働問題が、「フリーター」や派遣などの「非正規」労働者問題の側面と、「ブラック企業」等による「正社員」問題の側面の両面から怒濤のように押し寄せ、深刻化している事態を内容面の基本線に位置づけた。

一連の授業の冒頭、第2～4回の計3回の授

業では、このうちの主として「非正規」労働者問題の側面について、その実情を知らせることに努めた。

上述のように、これら3回の授業では、NHKスペシャルの録画ビデオを主教材とした。第2回目の授業では2004年3月放映の「21世紀日本の課題 フリーター417万人の衝撃」、第3回目の授業では2005年2月放映の「フリーター漂流 モノ作りの現場で」、第4回目の授業では2006年7月放映の「ワーキングプア 働いても働いても豊かになれない」と同年12月放映の「ワーキングプアⅡ 努力すれば抜け出せますか」、の録画ビデオを利用した。これらの録画ビデオは、「職業指導」に限らず、筆者が大学の授業での利用を考えてストックしてきたものの一部である。

なお、第4回目の授業で使用した2本の「ワーキングプア」は、時間の関係上、両方とも部分的に使用した。7月放映のいわゆる「ワーキングプアⅠ」では、経済の衰退や過疎化した地方で働く人びとの現実について、12月放映の「ワーキングプアⅡ」では、「非正規」労働者の割合が高い女性の働く実情について、重点的に視聴した。

これら3回の授業では、毎回、ビデオ視聴後にミニレポートを課した。大学生であっても、視聴中にメモを取るなどして内容に集中させるように仕向けないと、たんにビデオを観ただけに終わってしまうおそれがあるからである。

さて、上記の三つの録画ビデオそれぞれを通して、筆者が学生たちに知らせることをめざした要点は、箇条書き的に整理すると、概ね以下のとおりである。

■「21世紀日本の課題 フリーター 417万人の衝撃」

- (1) 2000年代前半には、膨大な数の「フリーター」という「非正規」労働者が出現した。
 - ・この時期、とくに若年層（15～24歳層）の「非正規」労働者が増大。
 - ・ただし、若年層に限らず、幅広い年代で「非正規」労働者が増加した。
- (2) 2000年代初頭の時点で、経営者側は、今後は永続的に「非正規」労働者の割合を増やすと主張している。
 - ・「非正規」労働者の活用は、たんなる一時的な経営戦略ではなかった。1980年代末以降における日本企業社会の大規模な「構造改革」では、厳しいグローバル化に対応するための日本的雇用慣行の改革（終身雇用制・年功賃金制の見直しや企業内職業訓練の縮小・改編など）が進められた。
 - ・1995年、日経連が「新時代の『日本的経営』」を提案。
- (3) 株式会社エービーシー・マートや株式会社ノジマなど、私たちの身近な企業も例外ではない。企業側は、「フリーター」は「会社にとって非常に有利な雇用形態」であり、「今の状態が嫌なら辞めてもいいよという存在」と見なしている。
- (4) しかも企業は、同時に、成果主義的な観点から「正社員」制度改革にも着手している。
- (5) 大学卒業後、公務員試験に失敗して「フリーター」となった29歳の男性は、「30を超える職種のアルバイト」を転々としながら「フリーター」人生を続けている。彼は、「ま

さに浮き草人生」だという自身の現状からの脱出を何度も図ってきたが、「これぞという」求人を見つけても「相当に高度な経験」が常に求められ、うまくいかない。今は心身ともに疲弊し、「正社員」になることを「あきらめ」かけている。

- (6) 他方、卒業を間近に控え、就職を考えている都立高校普通科の男子生徒には、製造業系中小企業の社長が、彼を「正社員」として迎えるために語った、「一つの品物に対し全員が手がけているということに働く喜びが出てくる」というメッセージは響かなかった。

■「フリーター漂流 モノ作りの現場で」

- (1) 「非正規」労働者の活用は製造業でも確実に進行してきた。
 - ・派遣ばかりでなく、請負という業務方式の台頭。
- (2) 短期で様々な職場（「工場」）を「漂流」する「非正規」労働者たち。
 - ・彼らは、企業側の都合により、職場を短期間に何度も変えさせられている。
 - ・仮に、それが嫌で辞めたとしても、「（私の）代わりはいっぱいいる」。
- (3) 職場が短期で頻繁に変わるため、専門的な能力がほとんど身につかない。
 - ・実家の家族経営運送会社の経営難から請負会社を頼った30代半ばの男性は、遠方の工場へ勤めることになり、「やるしかない」「イチから仕事を覚える覚悟」で単身赴任した。しかし、職場を転々とする状況の下で「将来に対する技能が身につくのか」深く悩むようになり、やむなく辞職した。

- ・しかし、請負労働者に対する周囲の理解は乏しい。高齢の父親は言う。「じっくりと我慢して」頑張っていれば、そのうちに工場側もその努力を認めてくれるはず。「必ず成し遂げる」という強い意志こそが重要だ。男性は、彼の働く現実・苦悩とはかけ離れた父親のことばに戸惑う。

■ 「ワーキングプア 働いても働いても豊かに
なれない」 「ワーキングプアⅡ 努力すれば
抜け出せますか」

- (1) 現代日本の労働・職業の現実世界では、弱者に対し、理不尽な「自助努力」が強要されている。
 - ・働く意欲が強く、懸命な努力をしているにもかかわらず、生活保護水準以下の生活を強いられている少なくない数の人びとの存在。寝る間も惜しんで働いているのに税金さえも払えない「働く貧困層」。
 - ・2人の小学生の息子を持つ地方在住のシングルマザーの中年女性もこの「働く貧困層」に属している。彼女は、子どもたちを「守る」ため、「パート」の仕事を掛け持ちしながら、休日も取れず、睡眠時間を4時間に削って必死に働いている。「大丈夫って言うか、やるしかないですよ。大丈夫じゃなくても、やり通さなければいけない」と言う。
 - ・これらの懸命に生きようとする人びとに対して、「努力が足りない。個人の責任だから仕方がない」と批判的に評価する風潮の広がり。「努力しても報われない社会にいつからなってしまったのか。頑張っても報われない社会に誰がしたのか」。
- (2) 個人の、人間としての尊厳が軽視・蹂躪さ

れている現実がある。

- ・経済が衰退した地方で仕立て業を営む高齢の男性は、ごく僅かな収入しか得られないため、税金や介護保険料を納めることができない。「ほんと、よく暮らしているようなものだ」。生活保護を受けるためには、アルツハイマー病で寝たきりになっている入院中の妻の葬儀のため「絶対に手をつけない」と大切に取ってある100万円の貯金を切り崩さなければならない。彼は言う。「結局、貧乏人は早く死ねってということと同じことなんだもんな」。彼の傍らには、仕立屋としての「技術と誇りを示す」洋服工一級技能検定証明書が掲げられている。

これらのうち、たとえば「ワーキングプア」に関する二つのビデオを視聴した後の学生のミニレポートを見ると、提出者11名のうち、「ワーキングプア」ということばを初めて聞いたと回答した者及びほとんど耳にしたことがなかったと回答した者が4名、ことばは聞いたことがあるがその意味や実情についてはほとんど知らなかったと回答した者が6名認められた。高等学校工業科の専門教育では、製造業部門で働くために必要な専門的力量的基礎的な部分を身につけさせようとしているにもかかわらず、工業科教員免許状の取得をめざす大学生たちにとって、働く世界はまさに未知に近い。深刻な問題である。

5. 「ブラック企業」の戦略・実態を通して見る労働権・教育権の重要性

次に、2016年度の「職業指導」の後半、第6

～11回は、「ブラック企業」に焦点を当てながら、今日の若者たちをめぐる、主に「正社員」問題に関する側面を学ぶものとした。

ただし、あらかじめ学生たちには、今日の若者たちが直面している「正社員」問題は、「フリーター417万人の衝撃」等で見たとおり、「非正規」労働者として働く人びとの問題と連動している側面が強く認められることを重視すべきであり、したがって、「非正規」労働者問題の枠組みで確認してきた働く世界の現実や特徴は、「正社員」問題の枠組みにおいても認められるのではないかという視点を提起しておいた。

さて、前述のように後半の授業では、『ブラック企業』（文春新書）と『ブラック企業のない社会へ』（岩波ブックレット）の2冊の書籍を主教材とした。

まず第6回目の授業では、簡潔に要点が整理された『ブラック企業のない社会へ』にもとづいて、「ブラック企業」は、「非正規」労働者の増大の動向よりも少し遅れて、2000年代中頃から台頭し始めたこと、その経営戦略・労務管理の手法は、「『正社員』として新卒を大量に採用する一方で、彼らを次々に使い潰して利益を上げる」こと⁽¹⁰⁾であると理解した。

また同書では、こうした「ブラック企業」の「使い潰し」の手法は、大きくは「選別型」と「使い潰し型」の2種類があるとされ、「選別型」は新卒社員を「大量に採用した上で、『使える者』だけを残して、残りの社員には自己都合退職を強要する」手法、「使い潰し型」は「脱法的な労働時間制度」等により新卒社員などに対して「たった数年間で体力を消尽しつくし、退職していくことを『織り込んで』労務管理を行

う手法⁽¹¹⁾であることを学んだ。

ただし、本授業では、もう一つのテキスト『ブラック企業』の内容との整合性等を考慮して、このうちの「選別型」にとくに注目することにした。そして、この「選別型」の最も典型的な手法が、不要な社員を合法的に「『自己都合退職』に追い込むため」、「いじめ、いやがらせなどのハラスメント行為を戦略的・組織的に行う」ことにより、彼・彼女たちを「精神的に追い詰め」、「精神疾患を引き起こし」、「『自己都合退職』せざるをえなく」させること⁽¹²⁾をふまえた。

次に本授業では、こうした「選別型」の悪質な手法について、学生自らが授業後においても自主的・主体的に考えを深めることができるように促すため、次の二つの問題群を提示した。

第1の問題群は、不要な社員を合法的に「『自己都合退職』に追い込む」際の「合法」性に関することである。

学生たちが、この「合法」性に関する思考を高めることができるようになるためには、労働法に関する基本的な知見を身につけなければならない。しかし、通常、「職業指導」履修者の労働法に関する理解の程度は、中学校社会科の公民分野レベルにも達していない。このため本授業では、短時間に止めざるを得なかったが、第7回目を中心に、労働法に関する基礎的な知見の習得のための機会を設け、労働法とは、労使の実質的平等を確保する上で不可欠な制度であることを再認識できるように努めた。

このときの教材としては、中学校社会科公民分野検定済教科書の関連部分のほか、東京都産業労働局「これだけは知っておきたい！働くときの知識 高校生版」(2015年)⁽¹³⁾と岩出誠『手

にとるように労働法がわかる本』(かんき出版、2003年)を使用した。

第2の問題群は、「選別型」の実態である。「選別型」に限らず、「ブラック企業」の実態を知るためには、『ブラック企業のない社会へ』よりも『ブラック企業』の方が有効な教材になる。本授業では、第8～9回を中心に、『ブラック企業』を主教材として活用しながら、「ブラック企業」の、とくに「選別型」に関する実態の理解を課題化した。この場面では、「ブラック企業」が、徹底した組織性と常軌を逸脱した執拗さを併せ持つ悪質なハラスメントを繰り返すことにより、企業側の非合理的都合・成り行きを、労働者側の「自己都合」「自己責任」意識に巧妙にすり替える様を具体的に共有することに努めた。教材としては、『ブラック企業』のほか、NHKが2013年6月に放映したハートネットTV 未来へのアクション「ブラック企業」の録画ビデオも活用した。

そして、これら後半の授業の最後に、『ブラック企業のない社会へ』による「学校の教師・職員にできること、すべきこと」に関する上西充子の提案⁽¹⁴⁾に注目した。

すなわち、同書では、「ブラック企業に関して学校の教師・職員にできること、すべきことは、端的に言えば三つある」とされ、「第一に、若者の雇用をめぐる実情を知ること」、「第二に、自分たちがこの状況への加担者である現状を謙虚に振り返ること」、「第三に、課題を認識し、現状のキャリア教育・キャリア支援を転換していくこと」が提案されている。

このうち「第一」の課題については、この場面で学生たちに多くを補足する必要はない。他

方、「第二」と「第三」の二つの課題については、同書の説明をややていねいに確認する必要があった。

同書では、「第二」点目について、「多くの学校では、非正規雇用の厳しさ(雇用が不安定、収入が低い、安定雇用への移行が厳しい等)は伝えても、正社員の働き方を批判的に考える機会は提供していないだろう。正社員就職ができればそれで問題なし、と学校関係者が考えている場合も多いのではないかと反省を促している。また、「第三」点目については、「多くの学校では、みずからの適正や職業キャリアを考えさせたり、『企業が求める人材像』を伝えたりすることはあっても、企業の労働条件や労務管理、労働法を考える機会を提供していないだろう」と指摘している。

本授業では、これらの提案・説明それ自体について多くの時間を当てることはできなかったけれども、筆者は学生たちに対し、人びとが人間らしく尊厳を持って働くためには、労働・職業についてある程度専門的に学ぶ機会がすべての人びとに提供されていなければならないこと、そして、こうした労働権と教育権を統一的に保障することの重要性・不可欠性が、今日ますます強まっていることは疑いないことをわからせるように努めた。

6. まとめに代えて——働く者の尊厳・誇りを大切にす職場で育つ若者たち——

2016年度の「職業指導」では、終盤の第12回と第13回の二つの授業において、労働・職業の世界の現場で生き生きと働く若者たちの姿に注目した。両授業とも、NHKのTV番組の

録画ビデオを主教材としたものである。すなわち、第12回目は2013年6月放映のハートネットTV・未来へのアクション「ホームレスを生み出さない日」、第13回目はETV2000・シリーズ若者たちの現場「究極の平面に挑め」、の録画ビデオである。

「ホームレスを生み出さない日」は、やむなく「ホームレス」に陥った「おっちゃん」たちが、彼らの得意としている自転車の管理・修理を通して「絶望の淵」から脱却し、自立するための職場「ハブチャリ」を大阪で開業した若い女性たちの活動を追ったものである。公共的な自転車レンタル業に取り組む「おっちゃん」たちの人間性の回復ばかりでなく、若者たちも「おっちゃん」たちに寄り添いながら成長している姿を見て取れる。

「究極の平面に挑め」は、高校卒業後、世界的に高い評価を受けている工作機械メーカーに技能工として勤め始めた18歳の男性が、初めて「きさげ加工」に取り組む姿にスポットを当てたものである。企業側は、男性が、標準的な作業時間の数倍を費やして「きさげ加工」に奮闘する、トヨタ方式的に言えば著しくムダな状況を全面的に容認し、技能工としての男性の成長を促している。本番組では、この企業が、男性たち技能工に対して「責任と誇り」を実感できる職場づくりを進めており、そうした職場環境の下で男性が、納得のいく作業を積み重ね、「自分が手がけた証」としての確かな製品を世に送り出すことを通して、一人前の技能工になろうと懸命に努力する真摯な姿が描き出されている。

これら「ホームレスを生み出さない日」と「究

極の平面に挑め」の2本の番組は、働く者としての誇りと自信、アイデンティティーを育むこと無くして、労働・職業の世界における人間としての尊厳は保障し得ないこと、そうした働く者の誇り・自信・アイデンティティーの形成にとって、労働・職業に関する専門的な力量を身につけることが不可欠であることを、希望に満ちた若者のまなごしを通して前向きに教えてくれている。このことは、第2回目の授業における「フリーター417万人の衝撃」の視聴から一貫して重視してきた論点であったので、授業の最後に学生たちと改めて総括的に共有したいと希望した教育課題であった。

しかし、期末試験の内容等を見る限り、筆者のこの期待はあまり達成できなかった。どちらかと言えば、学生たちは、「フリーター」「ワーキングプア」「ブラック企業」の過酷さや非人間性そのものに目を奪われている。高等学校工業科教員が、教育的営為としての職業指導を実践するためには、そうした労働・職業の現実世界を見据えつつも、労働権と教育権を統一的に保障しようとする課題の存在に向き合うことが不可欠である。「職業指導」のよりいっそうのカリキュラムの改善が必要である。今後の課題としたい。

注

⁽¹⁾ 柴沼俊輔「1949年職業安定法改正審議における学校が行う職業紹介の制度化過程」『教育学研究』第79巻第1号、2012年、参照。

⁽²⁾ このことについては、数多くの文献がある。たとえば、熊沢誠『若者が働くとき』ミネルヴァ書房、2006年、児美川孝一郎『権

- 利としてのキャリア教育』明石書房、2007年、日高教・高校教育研究委員会ほか編著『学ぶ はたらく つながる』かもがわ出版、2008年、斉藤武雄ほか編著『ノンキャリア教育としての職業指導』学文社、2009年。
- (3) 「職業安定法」(1947年法律第141号) 第4条。
- (4) 教員養成における職業指導に関する近年の教育学的研究として、井上真求・佐藤史人「中学校・高等学校教諭免許状『職業指導』に関する発行等状況の実態調査研究」『和歌山大学教育学部紀要. 教育科学』第63集、2013年、149～156頁、がある。
- (5) 前掲『ノンキャリア教育としての職業指導』、165頁など。該当部執筆、田中喜美。
- (6) 同上書、「まえがき」i頁。該当部執筆、依田有弘。
- (7) 松林和夫『労働権と雇用保障法』日本評論社、1991年、4頁。
- (8) 前掲『ノンキャリア教育としての職業指導』、121～122頁。
- (9) 同上書、124～126頁。
- (10) 今野晴喜ほか『ブラック企業のない社会へ』岩波書店、2014年、7頁。該当部執筆、今野晴喜。
- (11) 同上書、7～11頁、該当部執筆、今野晴喜。
- (12) 同上書、7～8頁。
- (13) 東京都「TOKYO はたらくネット」掲載版を使用。https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/
- (14) 前掲『ブラック企業のない社会へ』、35～45頁。該当部執筆、上西充子。